

子ども



荒川区役所
3802-3111(代)



子ども

お子さんや子育てのことでお悩みの方

子育てで心配なこと等を、お子さんや保護者と一緒に解決します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

問 子ども家庭総合センター

☎ 3802-3765 FAX 3802-3787

あらかわキッズ・ファミリーコール24

24時間365日、妊娠・出産・育児の悩みを看護師等の専門スタッフが受け付けます。妊娠中の方や18歳未満のお子さんのいる保護者が対象です。

問 あらかわキッズ・ファミリーコール24

☎ 0120-536-883 (フリーダイヤル)

児童相談所虐待対応ダイヤル

24時間365日、虐待を受けていると思われる子どもに関する相談を受け付けます。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、すぐにお電話ください。

問 児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ 189 (いちはやく)

お子さんの健康のことなら

お子さんの体や心の健康、発育・発達・育児等の相談に、保健師・助産師・心理相談員等が応じます。

問 健康推進課保健相談担当

(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎ 内線 432

小・中学生のお子さんのことでお悩みの方

不登校や、学校生活の悩み等に、臨床心理士(スクールカウンセラー)等が相談に応じます。

問 教育センター教育相談室 ☎ 3801-4338

お子さんのこと、子育てのことでお悩みの方 (地域での子どもに関する相談)

地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が相談に応じます。担当委員はお問い合わせください。

問 福祉推進課地域福祉係 (区役所2階)

☎ 3802-5110

お子さんの発達の遅れ等が心配な方は

問 荒川たんぽぽセンター(児童発達支援センター)

☎ 3891-6824

FAX 3807-8483

いじめの悩み等を誰にも 相談できなくて困ったとき

区内在住・在学の小・中学生の子どもを対象とした相談を受け付けます。

相談受付日時 月～金曜日、午前9時～午後5時
(祝日、年末年始等を除く)

問 荒川区子どもの悩み110番

☎ 0120-136-110 (フリーダイヤル)

子育て交流サロン

子育て中の親とそのお子さんに、出会いと遊びの場を提供します。サロン職員が育児相談にも応じます。

主に3歳までのお子さんが対象です。

※各区立保育園でも相談に応じます（電話番号は施設一覧→P149・150）

- 問 にじの森保育園子育て交流サロン** ☎ 6806-7900
- 問 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン** ☎ 3802-3338
- 問 汐入こども園子育て交流サロン** ☎ 3891-2455
- 問 汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン** ☎ 5615-4815
- 問 南千住駅前保育所おひさま保育園子育て交流サロン** ☎ 5615-3088
- 問 南千住七丁目保育園子育て交流サロン** ☎ 5615-0533
- 問 ドン・ボスコ保育園子育て交流サロン** ☎ 3801-8999
- 問 きらきら子育て交流サロン** ☎ 3805-5742
- 問 子ども村：ふあみ～る子育て交流サロン** ☎ 6240-8571
- 問 ilonaおやこの縁側子育て交流サロン** ☎ 3800-2693
- 問 みんなの実家 @ まちや子育て交流サロン** ☎ 3809-4035
- 問 熊野前保育園子育て交流サロン** ☎ 3800-7135
- 問 おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン** ☎ 6240-8101
- 問 えん子育て交流サロン** ☎ 090-4834-6078
- 問 小台橋保育園子育て交流サロン** ☎ 6807-7314
- 問 Coco-ogu子育て交流サロン** ☎ 3894-4588
- 問 ami-ami子育て交流サロン** ☎ 6806-5278
- 問 日暮里保育園子育て交流サロン** ☎ 5604-9369
- 問 らぶゆあせるふ子育て交流サロン** ☎ 090-5423-7920

保育園等の申し込みは

■認可保育園

保護者の就労・病気等の理由で、日中、お子さんの保育ができない家庭のために0~5歳のお子さんを保護者に代わって保育します。

(保育園一覧は、→P149・150)

問 保育課入園相談係(区役所2階) ☎ 内線 3825

■認証保育所

東京都の認証を受けた保育施設全園で、0歳児保育および13時間以上開所し、多様なニーズに合わせた保育をしています。（認証保育所一覧は、→P150）

※保育料の補助制度があります。詳しくは、お問い合わせください

問 各認証保育所へ (→P150)

■家庭福祉員（保育ママ）

生後3か月～3歳未満を対象に家庭福祉員の自宅で、家庭的な雰囲気の中で保育をします。

問 保育課保育管理係(区役所2階) ☎ 内線 3822

一時的に子どもの世話ができないときは

■一時保育

冠婚葬祭、地域・学校等の行事への参加、一時的な研修・講習への参加、育児疲れ解消等のために子どもを保育園に預けたいという場合は、ご相談ください。

※1か月に10日まで利用できます

問 保育課保育管理係(区役所2階) ☎ 内線 3822

■緊急一時保育

保護者の出産や入院等で、緊急かつ一時的に就学前の子どもの世話ができなくなった場合は、ご相談ください。

※原則として1か月間ご利用できます

問 保育課入園相談係(区役所2階) ☎ 内線 3825

■ファミリー・サポート・センター

育児援助を受けたい人（利用会員）と援助を行う人（協力会員）とを結ぶ、会員制住民参加型相互援助活動です。冠婚葬祭、残業、家族の病気や介護、社会活動等で子どもの預かりを希望される方はご相談ください。また、催事等で一時預かりを実施する団体等へ、託児センターを紹介します。

問 荒川区社会福祉協議会 荒川区ファミリー・サポート・センター ☎ 3891-7938

■ショートステイ事業

保護者の病気・出産・育児疲れ等により、一時にお子さんを養育することが困難となった場合に、宿泊または日帰りでお子さんをお預かりします。土・日曜日、祝日を含め、年間を通じて利用できます。

◎ショートステイ

対象 区内在住の2歳～中学生

利用施設 児童養護施設クリスマス・フォレスト

◎乳幼児ショートステイ**対象** 区内在住の0・1歳児**利用施設** 日本赤十字社医療センター附属乳児院
(渋谷区広尾4-1-1)**◎協力家庭ショートステイ****対象** 原則、区内在住の2歳～中学生**利用施設** 区内の登録協力家庭宅**問 子ども家庭総合センター ☎ 3802-3765****区立幼稚園等の申し込みは**

入園資格は、幼児・保護者ともに区内在住の、集団生活ができる3～5歳児です(区立幼稚園等の一覧は、→P150)。

**問 学務課学事第一係(区役所3階)
☎ 3802-4406**

私立幼稚園等の保育料等補助

私立幼稚園等に通う園児の保護者に対し、各園が定める保育料等への補助金が支給されます。保育料、特定負担額、給食費は、一部の幼稚園で代理受領しています。

■入園料に対する補助金(入園年度に1回)**補助金額** (限度額) 7万円**■保育料に対する補助金****補助金額** (限度額) 3万1000円(月額)

※所得・世帯状況により限度額が増額になる場合があります

■特定負担額に対する補助金**補助金額** (限度額) 3500円(月額)

※所得・世帯状況により限度額が増額になる場合があります

■給食費に対する補助金**補助金額** (限度額) 7500円(月額)**■預かり保育料に対する補助金****補助金額** (限度額) 13万5600円(年額)

※共働き世帯である等、保育の必要性の認定を受けた方が対象です

**問 子育て支援課子育て事業係(区役所2階)
☎ 3802-3619**

手当**■児童手当**

国内に住民登録している児童(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)を養育している方に支給されます(申請が必要です)。

手当額

- 3歳未満

第1子、第2子	1万5000円
第3子以降	3万円

- 3歳から高校生年代

第1子、第2子	1万円
第3子以降	3万円

**問 子育て支援課子育て給付係(区役所2階)
☎ 3802-3893**

■児童育成手当(育成手当)

離婚・死亡等で、父または母のいない家庭で、18歳未満(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している場合、児童一人につき月額1万3500円が支給されます(申請が必要です)。

※父または母が重度の障がい者である家庭にも支給されます

※所得制限があります

■児童育成手当(障害手当)

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している家庭で、児童の障がいの程度が次のいずれかに該当している場合に、児童一人につき月額1万5500円が支給されます(申請が必要です)。

- 身体障害者手帳…1級・2級
- 愛の手帳…1度～3度
- 脳性まひまたは進行性筋萎縮症いじゆく

※所得制限があります

■児童扶養手当

離婚・死亡等で父または母がいない家庭で、18歳未満(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している場合に支給されます(申請が必要です)。

※父または母が重度の障がい者である家庭にも支給されます

※所得制限等があります

※手当額等詳細は、お問い合わせください

■特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している家庭で、児童の障がいの程度が次のいずれかに該当する場合、手当が支給されます(申請が必要です)。

- 身体障害者手帳…1級～3級程度(下肢機能障害の一部のみ、4級で対象の場合があります)
- 愛の手帳…1度～3度程度
- 上記と同程度の疾病、身体、精神の障がいのある方
- 重複障がい(複数の障がいがある場合、それぞれの障がいの程度が上記よりも軽微な場合でも該当になる場合があります)

※所得制限等があります

手当額(児童一人につき)

※令和7年4月現在

- | |
|----------------|
| 1級…5万6800円(月額) |
| 2級…3万7830円(月額) |

**問 子育て支援課子育て給付係(区役所2階)
☎ 3802-4832**

医療費助成

■乳幼児・子ども医療費助成

区内在住で、健康保険に加入している子ども（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を対象に、保護者等に保険診療の自己負担分の医療費を助成します。

助成を受けるには、あらかじめ「乳幼児医療証」・「子ども医療証」・「高校生等医療証」の交付申請が必要です。

問 子育て支援課子育て給付係（区役所2階）

☎ 3802-3893

■ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分の医療費の一部を助成しています。助成を受けるには申請が必要です。

※非課税世帯と課税世帯で、助成内容が異なります

※所得制限等があります

対象世帯 18歳までの児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで、または20歳未満の中度以上の障がいがある）を養育している世帯
※生活保護世帯、国・都等の施設に入所している方等は対象となりません

問 子育て支援課子育て給付係（区役所2階）

☎ 3802-4832

ふれあい館・ひろば館事業

区内のふれあい館（15館）・一部のひろば館（2館）では、子どものための事業を行っています。子どもたちは自由に来館して遊ぶことや図画・工作、集団ゲーム、季節ごとの行事を楽しめます。また、乳幼児と保護者を対象に、集団遊び等を通じて交流を深める「乳幼児タイム」の実施や自由に利用できる親子ふれあいひろばを開設しています。

場所 石浜ふれあい館、南千住ふれあい館、南千住駅前ふれあい館、汐入ふれあい館、峠田ふれあい館、花の木ひろば館、荒川山吹ふれあい館、町屋ふれあい館、荒木田ふれあい館、東尾久本町通りふれあい館、熊野前ひろば館、尾久ふれあい館、西尾久ふれあい館、東日暮里ふれあい館、夕やけこやけふれあい館、ひぐらしふれあい館、西日暮里ふれあい館

※所在地は→P149

実施日・実施時間

◎ふれあい館

P149を参照し、各館にお問い合わせください
※年末年始のほか、館内整備のため、臨時休館にする場合があります

◎ひろば館

・月～金曜日…午前9時30分～午後6時

・土曜日…午前9時～午後5時

※高齢者向け事業は、→P50

学童クラブ

区内在住の小学1～3年生（一部の学童クラブは6年生まで）で、保護者の就労等により放課後帰宅しても適切な保護を受けられない児童に、一定の時間、遊びと生活の場を提供しています。現在、学童クラブは27か所あります。

実施日 月～土曜日

※祝日等および年末年始を除く

利用時間 原則として、下校時～午後6時（土曜日は、午後5時まで）

※学校休業日は、原則として、午前9時～午後6時
保育料 4000円（月額。別途おやつ代）

※減免制度があります

※所在地は、→P151

※要件を満たす方は、午後7時までの延長制度（保育料1000円（月額）加算）や学校休業日の午前8時15分、午前8時30分からの受け入れ制度を申請により利用できます

放課後子ども教室（にこにこすくーる）

放課後や夏休み等に、小学校内の施設を活用し、安全安心な居場所を設け、体験学習やスポーツ・文化活動等のプログラムを実施しています。

実施日 月～土曜日

※祝日等および年末年始を除く

時間 原則として、下校時～午後5時

※学校休業日は午前9時～午後5時

※一部の実施校は、午後6時まで

※所在地は、→P151

※要件を満たす方は、土曜日を除く長期休業期間中の午前8時15分または午前8時30分からの受け入れ制度を申請により利用できます

公園・児童遊園等の利用

子どもたちが安全に利用できる公園・児童遊園等を提供しています。

問 土木管理課維持みどり係（区役所北庁舎2階）

☎ 内線 2757

※所在地は→P153・154

校庭利用

子どもたちの安全な遊び場の一つとして、区立小学校の校庭を開放しています。

場所 区立小学校の校庭（汐入東小学校を除く）

対象 原則各小学校に在籍する児童

開放日時 土・日曜日、祝日等のおおむね午前
10時～午後4時

※利用できる日時が学校によって違います

問 教育総務課庶務係(区役所3階) **内線 3313**

または各区立小学校の校庭利用実施委員会